

2026 年 8 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
株式会社光通信
代表取締役社長 C00 和田 英明

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 13 番 6 号
株式会社エフティグループ
代表取締役社長 小林 亮二

株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）と株式会社エフティグループ（以下「エフティグループ」といいます。）は、2026 年 3 月 31 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、光通信を株式交換完全親会社、エフティグループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日

2026 年 8 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はございません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

エフティグループは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 10 日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である光通信の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告いたしましたところ、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

光通信は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

光通信は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 10 日付で、光通信の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるエフティグループの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、光通信は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換により光通信に移転したエフティグループの普通株式の数は、本株式交換により光通信がエフティグループの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のエフティグループの発行済株式総数 29,728,455 株から、光通信が保有するエフティグループの株式 21,576,300 株を除いた、8,152,155 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5. (4) 記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項

- (1) 光通信は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した光通信の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。
- (2) エフティグループは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) エフティグループの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において2026年7月30日付で上場廃止となりました。
- (4) エフティグループは、2026年6月23日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時において保有していた自己株式613,813株の全てを消却いたしました。
- (5) 光通信は、本株式交換に際して、基準時のエフティグループの株主（但し、前(4)に記載のエフティグループの自己株式の消却後の株主をいい、光通信を除きます。）に対し、その保有するエフティグループの普通株式1株につき光通信の普通株式0.03株の割合をもって、光通信が保有する自己株式を割当交付いたしました。光通信が割当交付した光通信の普通株式の合計は244,564株です。
- (6) 本株式交換に伴う光通信の資本金及び準備金の額の変動はございません。